

公益社団法人大阪府看護協会 広告掲載要綱

(趣旨)

1 この要綱は、公益社団法人大阪府看護協会（以下「本会」という）が管理する広告媒体への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

2 本会が発行する広告媒体に広告掲載することにより、新たな財源を確保し、会員サービスの向上を図ることを目的とする。

(広告の範囲)

3 次の各号のいずれかに該当する業種又は広告は掲載しない。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 当該広告事業の内容を、本会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (11) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (12) 本会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (13) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (15) その他、広告掲載を行う広告として不適当であると本会会長が認めるもの

(広告媒体の種類等)

4 会長は管理する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、広告媒体の種類、規格、掲載位置、募集方法、広告掲載料及び選定方法等を別途定めるものとする。

(審査等)

5 掲載する広告の可否等については会長決裁により了承を得るものとする。

附則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。